

議案第 16 号

宇治市都市公園条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市都市公園条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 17 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市都市公園条例の一部を改正する条例

宇治市都市公園条例（昭和40年宇治市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「70円」を「100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第12条第2項の規定は、令和8年度以後の年度分の使用料に係る督促手数料について適用し、令和7年度分までの使用料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

有料公園等の使用料に係る督促手数料について、所要の改正を行うものであります。